

企業法

本試験

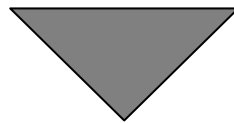
問題 3 株式会社の設立に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5 点)

～ 略 ～

イ. 募集設立において、出資に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行が、発起人の請求に基づき、出資として払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を交付した場合には、当該銀行は、出資として払い込まれた金銭の返還に関する制限の特約があるときも、成立後の株式会社にそのことを対抗することができない。

《解答 3》

イ. 本肢の記述は正しい。募集設立において、出資に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行が、発起人の請求に基づき、出資として払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を交付した場合には、当該銀行は、出資として払い込まれた金銭の返還に関する制限の特約があるときも、成立後の株式会社にそのことを対抗することができない（64 条 1 項・2 項）。



短答ポイントアップ答練 第 5 回

問題 3 募集設立に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ウ. 募集設立において払込みの取扱いをした銀行は、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を発起人に交付した後は、払い込まれた金銭を株式会社の成立前に発起人に返還したことをもって成立後の株式会社に対抗することができない。

《解答 3》

ウ. 正 会社法は預合いを防止するために、払込取扱機関に払込金保管証明書の発行を義務付け（64 条 1 項）、証明した金額については、払込みがなかったことや発起人との約束を理由に返還を拒むことはできないとしている（64 条 2 項）。